

6. その他

(3) 地方自治法上の争訟に関する調 (平成19年4月1日 から 平成21年3月31日 まで)

ア 不服申立ての事例

① 都道府県分

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.18	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.23	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.23	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.23	H19.7.6	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.25	H19.7.13	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.25	H19.7.13	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.25	H19.7.13	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H19.5.25	H19.7.13	棄却	変更処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	2007/8/9	H19.11.26	却下	審査請求は不適法		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	H20.3.25	取下げ				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	H20.5.9	審査中				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20.5.15	H20.7.7	棄却	変更処分は適正	20.8.5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20.5.15	H20.7.7	棄却	変更処分は適正	20.8.5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20.5.15	H20.7.7	棄却	変更処分は適正	20.8.5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20.5.15	H20.7.7	棄却	変更処分は適正	20.8.5再審査請求	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 15	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 15	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 15	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 15	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 23	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 5. 23	H20. 7. 7	棄却	変更処分は適正	20. 8. 5再審査請求	
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護変更に対する不服	H20. 7. 16	審査中				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	H20. 10. 29	審査中				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	H20. 11. 23	H21. 6. 26	処分取消	申請却下は不当		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	H21. 2. 5	H21. 4. 3	処分取消	申請却下は不当		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護における介護認定に対する不服	H21. 2. 20	審査中				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	H21. 2. 24	審査中				
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護停止に対する不服	H21. 3. 2	H21. 7. 16	棄却	停止処分は適正		
北海道	第255条の2	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	H21. 3. 28	取下げ				
北海道	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第78条に基づく保護費返還に対する審査請求を棄却されたことに対する不服	H19. 11. 29	H21. 1. 19	棄却	返還処分は適正		
北海道	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第79条に基づく保護費返還に対する審査請求を棄却されたことに対する不服	H20. 4. 21	審査中				
計	申立て 37件						却下 1件 棄却 26件 処分取消 2件		提訴有り 10件	
青森県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当の認定請求の遅延は処分庁の職員の誤った説明によるものであるから当該児童手当の支給開始年月を遡及してほしい	H20. 4. 23	H20. 10. 3	棄却	児童手当法第8条第3項の「やむを得ない理由により認定請求をすることができなかった場合」には当たらない。		
青森県	第255条の2	審査請求	知事	小学校修了前特例給付の支給の可否の判断に当たっては、所得以外の事情も考慮してほしい。	H20. 8. 18	H20. 12. 2	棄却	児童手当法上、所得以外の事情を考慮することとはされていない。		
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
岩手県	第255条の2	審査請求	知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づく措置命令処分の取消しを求める	H20.9.29	H21.4.9	棄却	審査請求人の主張に理由がないため。	H21.5.8付けで環境大臣あて再審査請求書提出	
岩手県	第255条の2	審査請求	知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づく措置命令処分の取消しを求める	H20.9.29	H21.4.9	棄却	審査請求人の主張に理由がないため。	H21.5.8付けで環境大臣あて再審査請求書提出	
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件		提訴有り 2件	
山形県	第244条の4第3項	審査請求	知事	指定管理者のプレジャーボートスポット利用承認取消処分を取消し、従前の係留場所での承認を行うこと。	H20.1.11	H20.7.22	棄却	指定管理者による係留場所の指定は利用承認権限の範囲内のものであり、特段の不利益が認められないため、取消すまでの十分な理由はない	20.9.18 出訴（審査請求棄却決定の取消し） 20.12.26 原告から訴えの取下げ	
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 1件	
福島県	第255条の2	審査請求	福島県(産業廃棄物課)	許可取消処分の取消しを求める。	H19.8.6	未決				
福島県	第255条の2	審査請求	福島県(産業廃棄物課)	変更届出書の取下げを求める。	H19.8.7	未決				
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
埼玉県	第255条の2	審査請求	知事	別居中の配偶者の申請によって、児童手当の支給事由消滅処分があったことが不服	H19.4.9	H19.4.24	却下	既に処分庁は、消滅処分を取り消し済みである。		
埼玉県	第255条の2	審査請求	知事	児童の実父が同居していることが分かり、児童手当の支給事由消滅処分があったことが不服	H19.11.21	H20.6.17	棄却	児童の生計を維持する程度が高い者は父であるとする処分庁の判断に誤りはない。		
埼玉県	第255条の2	審査請求	知事	所得額に応じて、児童扶養手当の額が一部支給停止になることが不服	H19.12.17	H20.2.5	却下	審査請求書について、行政不服審査法に定められた要件を具備していない。		
埼玉県	第255条の2	審査請求	知事	市に土地を譲渡した際に発生した所得が原因で、児童扶養手当が支給停止になったことが不服	H19.12.17	H20.2.27	棄却	市・県民税の課税情報に基づき所得認定を行った処分庁の判断に誤りはない。		
埼玉県	第255条の2第2号	審査請求	知事	農地法第3条許可取消処分の取消を求める	H21.3.27	審査中				
埼玉県	第238条の7第3項	審査請求	知事	処分庁の行った行政財産の使用許可処分の取消しを求める	H20.7.11	H20.11.5	却下	自己の権利及び利益を侵害されたとはいえず、不服申立をする利益がない。	20.11.25再審査請求	
計	申立て 6件						却下 3件 棄却 2件 処分取消 0件		提訴有り 1件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
千葉県	第238条の7第6項	再審査請求	知事	市教育委員会が行った学校用地の使用不許可処分を取消し、使用許可を求める等	H19.7.5	H21.1.23	棄却	使用不許可処分の取消を求める部分は理由がないため棄却。その余は不適法のため却下。		一部棄却 一部却下
千葉県	第238条の7第1項	異議申立て	知事	行政財産使用許可申請の不許可処分に対する異議申し立て	H21.3.30	未				
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
東京都	第231条の3	審査請求	知事	未納下水道料金に係る督促処分の取消しを求める	H19.4.10	H19.7.19	棄却	請求人の主張は、審査請求に係る処分の取消しの理由とはなり得ない。		
東京都	第238条の7	異議申立て	知事	行政財産使用許可処分に係る使用料を適正な額まで減額するよう求める	H20.5.21	H20.10.9	棄却	請求人が争う使用料は、法令、条例及び規則に基づき算定されたものである。		一部却下 一部棄却
東京都	第238条の7	審査請求	知事	行政財産使用不許可処分の取消しを求める	H20.5.23					H20.8.28 取下げ
東京都	第238条の7	審査請求	知事	企業用固定資産使用許可処分に係る使用料の減額を求める	H20.10.24	H20.3.25	棄却	使用料の算定方法に違法又は不当な点はない。また、使用料の減免事由には該当しない。		
計	申立て 4件						却下 0件 棄却 3件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	児童扶養手当認定却下処分	H19.6.22	H19.8.22	却下	行政不服申立審査法第14条第1項		横浜市
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当減額改定処分	H19.12.25	H20.2.14	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の2第2項		遡及申請
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当減額改定処分	H19.6.12	H19.7.30	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第5項		障害認定
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分	H19.7.8	H19.9.3	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第5項		障害認定
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	児童扶養手当認定却下処分	H20.2.18					取下げ
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当支給停止処分	H20.4.20	H20.5.30	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の2第1項		手続遅延
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分	H20.9.16	H20.10.14	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第5項		障害認定
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当認定請求却下処分	H20.11.11	H20.12.25	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第5項		障害認定
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当認定処分	H21.2.9	H21.3.10	棄却	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第5項		障害認定
神奈川県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分	H20.9.22					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止決定処分は不当	H19.4.6	H19.5.25	棄却	所管区域外に居住地又は所在地があった蓋然性は高い		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	法第63条費用返還決定処分は不当	H19. 5. 11	H19. 6. 29	棄却	事故発生日を資力発生時点とし、以降支給した扶助費等について返還請求したもの		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対し不服	H19. 6. 1					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始決定処分、保護変更決定処分に対し不服	H19. 6. 19	H19. 7. 11	却下	処分庁が審査請求に係る処分を取消した		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対し不服(住宅扶助費)	H19. 6. 28	H19. 12. 28	棄却	必要な調査を行っており、直ちに不利益な状況に陥るとは認められない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対し不服(世帯員増に対する申請却下)	H19. 8. 20					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	法第63条費用返還決定処分は不当	H19. 9. 20	H19. 11. 9	棄却	離婚和解が成立した日をもって資力の発生時点とした判断は妥当		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対し不服(障害者加算認定)	H19. 10. 31	H19. 12. 19	棄却	障害者加算認定診断書をもって、障害の程度を判定した		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止決定処分は不当	H19. 11. 22	H20. 1. 4	却下	実質的に権利義務関係の変動はない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	法第63条費用返還決定処分は不当	H19. 12. 26	H20. 2. 14	処分取消	既に生活保護法第80条免除とした扶助費を第63条費用返還決定処分とした	H21. 3. 18 再審査請求提起 H21. 4. 3取下げ	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当	H20. 3. 4					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護停止決定処分は不当	H20. 3. 6	H20. 4. 24	棄却	保護辞退の意思表示に瑕疵は認められない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分に対し不服(住宅扶助費)	H20. 3. 25	H20. 5. 14	処分取消	客観的資料に基づかず処分に係る判断をしたことは不当。理由付記不十分		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	指導指示書の内容について不服	H20. 4. 24	H20. 6. 11	却下	指導指示は、審査請求の対象とする処分にはあたらない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	法63条費用返還決定処分は不当	H20. 5. 13	H20. 12. 12	棄却	保護開始時に発見された預金は、社会通念上名義人である長女に帰属している	H21. 1. 12 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始申請の却下は不当	H20. 5. 21					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始申請の却下は不当	H20. 6. 25	H20. 8. 12	却下	居所が不明なため審査請求書の補正ができず、不適法		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始申請の却下は不当	H20. 6. 25	H20. 8. 12	棄却	同一世帯である父の資産により最低生活の需要を満たすことができる		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(住宅維持費)	H20. 6. 28	H20. 8. 12	棄却	映像付インターホンは、特別基準で示される特別な需要があると言えない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							棄却	要旨		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始申請の却下は不当	H20. 8. 18	H20. 10. 6	棄却	関係先調査への同意を拒否し保護の要否の決定をなし得なかったものである		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分は不当 保護変更決定処分（年金収入認定）に対し不服	H20. 8. 22	H20. 10. 10	棄却	母を含めた世帯認定が妥当と判断し保護の要否を行ったもの		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	法63条費用返還決定処分は不当	H20. 8. 27	H20. 10. 15	棄却	最低生活費を上回る保護費が支給されたことから保護費の過払額の返還を求めたもの		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分は不当	H20. 9. 22	H20. 11. 11	棄却	給与収入により要否判定を行ったものであり過去の借金を収入から控除することはできない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護変更決定処分（仕送り収入認定）	H20. 11. 11	H20. 12. 25	棄却	過去の借金を収入から控除する措置は認められない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助の移送費)	H20. 11. 25	H21. 3. 31	棄却	主治医訪問等によって聴取した内容により給付範囲を判断している	H21. 4. 30 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助の移送費)	H20. 12. 3	H21. 3. 31	棄却	主治医訪問等によって聴取した内容により給付範囲を判断している	H21. 4. 30 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護廃止決定処分は不当	H20. 11. 17	H21. 1. 13	棄却	辞退届が有効でないとする請求人の主張に理由は見当たらない		
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助の移送費)	H21. 1. 5	H21. 4. 21	棄却	主治医訪問等によって聴取した内容により給付範囲を判断している	H21. 5. 25 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助の移送費)	H21. 1. 7	H21. 4. 21	棄却	主治医訪問等によって聴取した内容により給付範囲を判断している	H21. 5. 25 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助の移送費)	H21. 1. 19	H21. 4. 23	棄却	主治医訪問等によって聴取した内容により給付範囲を判断している	H21. 5. 25 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(障害者加算削除)	H21. 2. 11					取下げ
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当(医療扶助/施術)	H21. 3. 14		審査中			
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護申請却下処分は不当	H21. 3. 16		審査中			
神奈川県	第255条の2	審査請求	知事	保護開始申請の却下は不当	H21. 3. 19	H21. 7. 14	棄却	刑事施設収容中は刑事収容施設法により生活水準が保障されている	H21. 5. 7 再審査請求提起	
神奈川県	第255条の3 第2項	審査請求	知事	横浜市長に対する異議申立てが棄却され、これを不服として審査請求がなされた	H20. 6. 11	H20. 8. 18	棄却	審査請求に理由がないとして、行政不服審査法第40条第2項により棄却		
計	申立て 45件						却下 5件 棄却 29件 処分取消 2件		提訴有り 8件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H19. 9. 28	H21. 4. 2	棄却	請求人の主張には理由がなく、その他についても違法・不当な点は認められない。		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H19. 9. 28	H21. 4. 2	棄却	請求人の主張には理由がなく、その他についても違法・不当な点は認められない。		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H19. 9. 28	H21. 4. 2	棄却	請求人の主張には理由がなく、その他についても違法・不当な点は認められない。		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H19. 9. 28	H21. 4. 2	棄却	請求人の主張には理由がなく、その他についても違法・不当な点は認められない。		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H19. 9. 28	H21. 4. 2	棄却	請求人の主張には理由がなく、その他についても違法・不当な点は認められない。		
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った公共物占用不許可処分の取消を求める	H20. 7. 24	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用不許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用不許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用不許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用不許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用不許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
新潟県	第238条の7第1項	審査請求	知事	市長の行った行政財産目的外使用許可処分の取消を求める	H20. 11. 25	審査中				
計	申立て 13件						却下 0件 棄却 5件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
石川県	第255条の2	審査請求	知事	稼働能力不活用を理由とする生活保護申請却下処分は違法	H19. 6. 6	H19. 11. 2	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない		
石川県	第255条の2	審査請求	知事	暴力団員であることを理由とする生活保護申請却下処分は違法	H19. 8. 15	H20. 1. 21	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない		
石川県	第255条の2	審査請求	知事	稼働能力不活用を理由とする生活保護申請却下処分は違法	H19. 10. 18	H20. 2. 25	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない	20. 3. 24 再審査請求 (未裁決)	
石川県	第255条の2	審査請求	知事	稼働能力不活用を理由とする生活保護申請却下処分は違法	H19. 11. 19	H20. 3. 31	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない	20. 4. 24 再審査請求 (未裁決)	
石川県	第255条の2	審査請求	知事	稼働能力不活用を理由とする生活保護申請却下処分は違法	H19. 12. 14	H20. 3. 31	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない	20. 4. 24 再審査請求 (未裁決)	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
石川県	第255条の2	審査請求	知事	稼働能力不活用を理由とする生活保護申請却下処分は違法	H20. 1. 9	H20. 3. 31	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない	20. 4. 24 再審査請求（未裁決）	
石川県	第255条の2	審査請求	知事	母子加算を廃止した生活保護変更決定下処分は違法	H20. 5. 27	H20. 7. 23	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない	20. 8. 22 再審査請求（未裁決）	
石川県	第255条の2	審査請求	知事	一時扶助等の生活保護費支給についての文書指示が違法	H21. 2. 26	申立中				
計	申立て 8件						却下 0件 棄却 7件 処分取消 0件		提訴有り 5件	
静岡県	第206条第1項	審査請求	知事	一部事務組合採用時の初任給決定に係る前歴換算及び昇格に誤りがあったことから是正を求める。	H20. 11. 26	H21. 2. 23	却下	本審査請求は異議申立前置（行審法20）を経たものとはいえ不適法。審査請求人が主張する前歴換算及び昇格の遅延は法206条でいる処分には該当しない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	監査委員の不作為への対処	H21. 1. 24	H21. 2. 23	却下	住民監査請求は、法定受託事務に該当しないため		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	H19. 4. 3	H19. 5. 23	却下	請求人の法律上の利益は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	H19. 6. 27	H19. 8. 10	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	H19. 10. 18	H19. 12. 6	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	H19. 12. 17	H20. 2. 5	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の異議	H19. 6. 11	H19. 8. 10	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	緊急入院措置及び入院措置処分の取消し	H19. 9. 21	H19. 12. 28	却下	請求人の法律上の利益及び本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	入院措置処分及び隔離処分の取消し	H19. 12. 15	H20. 3. 31	却下	請求人の法律上の利益は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	H20. 2. 12	H20. 4. 2	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	H20. 4. 4	H20. 5. 22	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の不当・違法	H20. 4. 17	H20. 6. 6	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護決定処分の不当・違法	H20. 4. 23	H20. 6. 13	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護廃止決定処分の取消し	H20. 5. 9	H20. 7. 4	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	H20. 6. 29	H20. 8. 26	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	生活保護における障害者加算解除決定処分の取消し	H20. 10. 1	H20. 11. 19	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	児童手当額改定処分の不当・違法	H20. 8. 21	H20. 12. 17	却下	請求人の法律上の利益は認められない。		
静岡県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当資格喪失処分の不当・違法	H20. 3. 5	H20. 8. 1	棄却	本件処分に係る異議申立ての理由がない。		
静岡県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当認定処分の取消し	H20. 11. 25	H21. 1. 5	棄却	本件処分に係る異議申立ての理由がない。		
静岡県	第255条の2	異議申立て	知事	特別児童扶養手当認定処分の取消し	H21. 1. 5	H21. 1. 16	棄却	本件処分に係る異議申立ての理由がない。		
静岡県	第255条の2	審査請求	知事	精神障害者保健福祉手帳等級変更認定処分の不当・違法	H20. 1. 23	H20. 5. 14	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
計	申立て 21件						却下 6件 棄却 15件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
大阪府	第238条の7第3項	審査請求	知事	行政財産使用許可のうち、「第4 使用期間満了後の使用については、公募手続きによることにする。」との部分を取り消した上、「使用者は、使用期間の満了後、引き続き使用とするときは、期間満了の1か月前までに行政財産使用許可申請書を提出するものとする。」との内容を付け加える。	H20. 5. 13	H20. 10. 27	棄却	地方自治法ほか関係法令、及び上記通知に従いつつ、請求人の従業員への対策を一定配慮したものであり、違法・不当なところがない。	20. 12出訴（係争中）	
大阪府	第238条の7	審査請求	知事	行政財産使用許可の一部を取消し、一部内容を追加する。	H20. 5. 13	H20. 10. 27	棄却	請求人の主張には理由がない。	20. 12. 25 出訴 係属中	
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	大阪市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H19. 8. 27	H20. 7. 28	棄却	請求人は事実誤認による許可取消しと主張するが、処分庁は客観的に事実認定している		
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	高槻市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H20. 11. 12	審査中				
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	大阪市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H20. 11. 13	審査中				
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	東大阪市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H20. 11. 13	審査中				
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	大阪市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H21. 2. 5	H21. 6. 9	棄却	他行政による許可取消しによって処分庁は裁量の余地なく取消処分を行わなければならないが、また、他行政の取消処分が重大かつ明白な違法性を有するとは認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
大阪府	第255条の2第2号	審査請求	知事	東大阪市長による産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分の取り消しを求める。	H21.2.5	H21.6.9	棄却	他行政による許可取消しによって処分は裁量の余地なく取消処分を行わなければならない、また、他行政の取消処分が重大かつ明白な違法性を有するとは認められない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.7	取下げ				
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.20	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.22	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.25	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.27	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.28	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.28	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.9.29	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H19.10.5	H20.10.31	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.16	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.22	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.24	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.24	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.24	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.26	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.27	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.29	H21.6.3	処分取消	本件処分後に、請求人が授業料免除要件に該当している別の事実が判明。処分時点では適法な処分であったといえるが、現状では請求人の利益は侵害されており、是正の必要がある。よって、請求人の主張の一部を認容する。		一部棄却 一部却下
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.9.30	審査中				
大阪府	第229条第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	H20.11.27	H21.6.3	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
計	申立て 27件						却下 0件 棄却 21件 処分取消 1件		提訴有り 2件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨		
兵庫県	第255条の2第2号	審査請求	知事	農地法第4条第1項第5号に基づく届出にかかる農業委員会受理処分に係る審査請求	H20.11.4	H21.3.24	却下	審査請求人に利害関係が無く、請求不適格		
兵庫県	第255条の2第2号	審査請求	知事	神戸市長が行った産業廃棄物処理業の許可の取消し処分及び不許可処分に係る審査請求	H21.2.5	H21.3.31	棄却	審査請求人の主張には理由がないため		
計	申立て 2件						却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
奈良県	第238条の7	異議申立て	雇用労政課	奈良労働会館の使用不許可処分を取り消す決定を求める	H20.5.29	H20.9.22	棄却	目的外使用が競合した場合の許可については、審査要綱に基づき審査を実施し、客観的に判断して決定したものであるため、この点で事実の評価に誤りがあり、失当である。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
広島県	第229条第3項	異議申立て	広島県	施設使用許可における使用料の徴収に関する処分の取消	H20.7.24ほか	H20.10.9	棄却	使用料の額は、条例で適正に決定されており、異議申立に理由がない	21.3.27提訴 21.4.30 訴状到達	
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 1件	
香川県	第231条の3	審査請求	知事	財産差押処分の取消を求める	H20.1.18	H20.10.17	棄却	審査請求に理由がないため		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
沖縄県	第238条の7第1項	審査請求	沖縄県	市町村がした法定外公共物仮設使用等不許可処分に対し、処分庁は裁量権を濫用ないし逸脱し違法である。	H20.12.15	処理中				
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件		提訴有り 0件	
合計	申立て 176件						却下 15件 棄却 117件 処分取消 5件		提訴有り 30件	

② 市町村分

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
北海道	札幌市	法231の3	異議申立て	市長	本件督促処分は、誤った事実に基づき行われた障害者自立支援法に基づく不正利得徴収処分を前提とするものであり、違法又は不当である。	H21. 2. 20	H21. 6. 4	棄却	障害者自立支援法に基づく不正利得徴収処分は、適法に行われたものであり、当該処分に係る徴収金について行われた本件督促処分にも違法又は不当な点はない。		異議申立人は、個人
北海道	札幌市	法231の3	異議申立て	市長	同上	H21. 2. 20	H21. 6. 4	棄却	同上		異議申立人は、指定障害福祉サービス事業者（代表者は上記個人）
計	1団体	申立て 2件						却下 0件 棄却 2件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
青森県	青森市	第255条の2	審査請求	青森県知事	児童手当認定に係る支給開始年月の不服	H20. 4. 23	H20. 10. 6	棄却	違法又は不当となるべき点はないことから審査請求には理由がない。		
青森県	三沢市	第255条の2	審査請求	青森県知事	生活保護申請却下に対する審査請求	H20. 6. 19	H20. 8. 9	却下	審査請求日から50日が経過したことによる見なし却下	H21. 8. 11 再審査請求	
計	3団体	申立て 2件						却下 1件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 1件	
茨城県	古河市	第229条	異議申立て	市長	分担金（公共下水道事業受益者負担金）の決定について、その取消しを求める。	H19. 6. 8	H19. 9. 28	棄却	分担金の賦課処分について違法又は不当な点はないから、申立人の主張は、理由がない		
茨城県	牛久市	第238条の7	異議申立て	市長	牛久市役所隣り近隣公園の使用不許可の取消しを求める。	H20. 3. 7	H20. 6. 20	却下	牛久市内の別途会場を用いて開催され終了している。申立ての目的自体が消滅している		
計	2団体	申立て 2件						却下 1件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
群馬県	伊勢崎市	第231条の3	異議申立て	伊勢崎市長	売掛金支払請求権の差押の取消し	H20. 2. 20	H20. 4. 10	棄却	差押の違法性は無く、差押対象債権は国税徴収法第75条等に規定する差押禁止財産にあたらぬ		
群馬県	伊勢崎市	第231条の3	異議申立て	伊勢崎市長	不動産差押処分の取消し	H21. 2. 16	H21. 2. 17	行為撤廃	相手方取り下げ		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
群馬県	伊勢崎市	第231条の3	異議申立て	伊勢崎市長	不動産差押処分の取消し	H21. 2. 27	H21. 3. 31	棄却	差押の違法性は無く、差押対象債権は国税徴収法第75条等に規定する差押禁止財産にあたらない		
群馬県	伊勢崎市	第231条の3	異議申立て	伊勢崎市長	債権差押及び配当処分の取消し	H21. 3. 25	H21. 7. 10	棄却	差押の違法性は無く、差押対象債権は国税徴収法第75条等に規定する差押禁止財産にあたらないため		
計	1団体	申立て 4件						却下 0件 棄却 3件 行為撤廃 1件		提訴有り 0件	
埼玉県	深谷市	第229条	異議申立て	市長	深谷市農業集落排水処理施設使用料の決定の取消しを求める。	H19. 12. 7	H20. 1. 17	却下	法定の期間経過後にされた異議申立てのため。		
計	1団体	申立て 1件						却下 1件 棄却 0件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
千葉県	市川市	第229条	異議申立て	市長	手数料納入の取消しについて	H19. 11. 7	H20. 3. 24	棄却	異議申立人の主張に理由がない。		
千葉県	船橋市	第255条の3第2項	審査請求	県知事	条例に基づく過料処分の対象となった行為に対し、条例で規定する勧告がなされなかったことを理由に過料処分の取消しを求めたもの	H20. 2. 7	H20. 9. 5	却下	過料処分が取り消されたため、請求の要件が不適格となった。		
千葉県	松戸市	第255条の3	異議申立て	市長	過料金の督促に対し、決定書に書かれている行為を行っていない	H20. 2. 14					取下げ
千葉県	白井市	第244条の4	異議申立て	市長	保育所への入所申請に対し、市が不承認としたことに対する異議申立て	H21. 3. 3					H21. 3. 20 取下げ
計	4団体	申立て 4件						却下 1件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
東京都	中央区	第244条の4	審査請求	中央区長	保育所入所不承諾を取り消す決定を求める。	H21. 2. 26					21. 4. 27 取下げ
東京都	足立区	第229条	異議申立て	足立区長	盗難にあった自転車に関し、撤去手数料を免除とするよう取扱いの変更を求める	H19. 8. 29	H19. 8. 29	棄却	撤去日以前に盗難の被害届けが出されていない以上撤去手数料免除規定に該当しないため、違法又は不当な点はない		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から保育が必要であるため、保育所入所不承諾処分の取消を求める	H20. 3. 6	H20. 12. 26	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 3. 10	H20. 10. 30	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 4. 21	H20. 10. 30	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 4. 22	H20. 10. 30	却下	本件申立て後に学童保育室入室承認処分がなされ、本件申立ての利益が消滅している		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 4. 25	H20. 10. 30	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 5. 1	H20. 10. 30	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		
東京都	足立区	第244条の4第1項	異議申立て	足立区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める	H20. 5. 2	H20. 10. 30	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない		
計	2団体	申立て 9件						却下 1件 棄却 7件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
神奈川県	横浜市	第231条の3	異議申立て	横浜市長	破産手開始決定後になされた産業廃棄物の最終処分場における生活環境の保全上の支障の除去等の措置命令(以下「本件措置命令」と措置に要した費用の納付命令及び督促処分は無効である	H20. 4. 30	H20. 7. 8	棄却	本件措置命令前に破産手続開始の決定があったとしても、本件措置命令の効力に何ら影響を与えるものではなく、本件措置に要した費用の納付がなかったために行なった督促処分は適法かつ正当である。		
神奈川県	横浜市	第255条の3	異議申立て	横浜市長	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条に基づく過料処分の取り消し	H20. 2. 6	H20. 5. 15	棄却	申立人が喫煙禁止地区内において喫煙をしたことには争いがなく、条例に違反する状態であったことが認められる。また、本件処分を行うにあたり、申立人に対して事前の違反事実の告知等の手順を適正に行っていることから、本件処分は適法かつ正当である。	県に対する審査請求	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
神奈川県	横浜市	第255条の3	異議申立て	横浜市長	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条に基づく過料処分の取り消し	H20.12.12	H21.1.22	棄却	申立人が喫煙禁止地区内においてたばこに火をつけたことには争いがなく、条例に違反する状態であったことが認められる。また、本件処分を行うにあたり、申立人に対して、事前の違反事実の告知等の手順を適正に行っていることから、本件処分は適法かつ正当である。		
神奈川県	横浜市	第255条の3	異議申立て	横浜市長	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例第30条に基づく過料処分の取り消し	H21.2.25	H21.7.13	却下	申し立て事項に不足があったため、補正依頼及び補正命令を行ったが、異議申立書の再提出がなされなかった。		
神奈川県	秦野市	第229条	異議申立	秦野市長	受益者負担金の賦課決定通知書に記載されている土地は、大部分が駐車場なのに受益地積として賦課するのは納得できない。	19.8.28	19.10.2	棄却	条例において受益者負担金は、賦課対象を「土地」としているのみで、使用状況とは無関係に受益が評価されるべきであるため、議会の承認を受けた条例の、異議申立人に対する適用に濫用は無く、賦課処分に違法性・不当性はない。		
計	2団体	申立て 5件						却下 1件 棄却 4件 行為撤廃 0件		提訴有り 1件	
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20.2.13	H20.10.24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20.2.13	H20.10.24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20.2.13	H20.10.24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20.2.13	H20.10.24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20.2.13	H20.10.24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20. 4. 24	H20. 10. 24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20. 4. 24	H20. 10. 24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20. 4. 24	H20. 10. 24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20. 4. 24	H20. 10. 24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第231条の3	異議申立て	新潟市長	違法不当な行政財産目的外使用料の督促は違法不当である。	H20. 4. 24	H20. 10. 24	棄却	使用料徴収は正当・適法であり、行政不服審査法第34条により処分の執行・手続きの続行は有効である。		
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H19. 5. 30	H19. 8. 29	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めは違法不当な点はない。	19. 9. 28県知事へ審査請求 21. 4. 2棄却の裁決	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H19. 5. 30	H19. 8. 29	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めは違法不当な点はない。	19. 9. 28県知事へ審査請求 21. 4. 2棄却の裁決	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H19. 5. 30	H19. 8. 29	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めは違法不当な点はない。	19. 9. 28県知事へ審査請求 21. 4. 2棄却の裁決	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H19. 5. 30	H19. 8. 29	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めは違法不当な点はない。	19. 9. 28県知事へ審査請求 21. 4. 2棄却の裁決	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H19. 5. 30	H19. 8. 29	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めは違法不当な点はない。	19. 9. 28県知事へ審査請求 21. 4. 2棄却の裁決	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	同上。並びに、19年度の許可処分に係る使用料を納めない蓋然性が高いことをもって不許可処分とすることは違法不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	行政財産目的外使用不許可処分に違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	同上。並びに、19年度の許可処分に係る使用料を納めない蓋然性が高いことをもって不許可処分とすることは違法不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	行政財産目的外使用不許可処分に違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	同上。並びに、19年度の許可処分に係る使用料を納めない蓋然性が高いことをもって不許可処分とすることは違法不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	行政財産目的外使用不許可処分に違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	同上。並びに、19年度の許可処分に係る使用料を納めない蓋然性が高いことをもって不許可処分とすることは違法不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	行政財産目的外使用不許可処分に違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	同上。並びに、19年度の許可処分に係る使用料を納めない蓋然性が高いことをもって不許可処分とすることは違法不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	行政財産目的外使用不許可処分に違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めにより違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	区役所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めにより違法不当な点はない。	20. 11. 25県知事へ審査請求	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	新潟市長	出張所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たらない。当たるとしても使用料の定めが不当である。	H20. 5. 30	H20. 10. 24	棄却	出張所附属駐車場の通勤使用は行政財産目的外使用に当たり、許可条件である使用料の定めにより違法不当な点はない。	20. 11. 28県知事へ審査請求	
計	1団体	申立て 23件						却下 0件 棄却 23件 行為撤廃 0件		提訴有り 13件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
石川県	白山市	第244条の4第3項	審査請求	市長	「バードハミング鳥越」の利用許可取消処分を違法、不当として、その取消を求める。	H19. 5. 1	H19. 10. 5	棄却	取り消されるべき違法、不当性があるとは解されない。		
計	1団体	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
大阪府	大阪市	第231条の3	異議申立て	大阪市	本市が申立人に対し行った滞納下水道使用料に係る不動産差押処分には理由がなく、不当である。	H19. 4. 13	H19. 9. 28	棄却	申立人は大阪市に対し、洪水被害を原因とする損害賠償請求権を有しており、下水道使用料は当該損害賠償請求権と相殺したことにより消滅したとする申立人の主張には理由はない。	H19. 7. 23出訴、 H20. 10. 1大阪地裁判決（棄却） H20. 10. 8控訴、 H21. 1. 29大阪高裁判決（棄却） H21. 2. 6上告及び上告受理申立て	
計	1団体	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 1件	
徳島県	鳴門市	第238条の7	異議申立て	鳴門市	行政財産を、利害関係人である異議申立人の同意を得ずに用途廃止し、違法に処分した	H20. 12. 24	H21. 3. 17	却下	異議申立の理由無く、申立人には法律上の利益なし。		
徳島県	小松島市	第243の2第10項	異議申立て	小松島市	申立人にのみに責任を負わせ紛失金の全額につき損害賠償を命じる処分を行うのは違法である。	H19. 10. 9	H19. 12. 27	棄却	他の職員が本件に関与していた事実はなく、異議申立てに理由はない。		
計	2団体	申立て 2件						却下 1件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
香川県	高松市	第231条の3	異議申立	高松市長	滞納税に係る差押処分は不当であり、処分の取消しを求める。	H19. 12. 8	H20. 2. 5	棄却	滞納税が免責になったと認識したという申立人の主張は失当である。ほか		
香川県	高松市	第231条の3	異議申立	高松市長	市県民税および軽自動車税の滞納に係る差押処分は不当であり、処分の取消しを求める。	H20. 10. 10	H20. 11. 13	棄却	この督促状および催告状の送達を知らなかったことをもって、延滞金が免責になるものではない。ほか		
計	1団体	申立て 2件						却下 0件 棄却 2件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
									要旨		
愛媛県	宇和島市	第206条第1項	異議申立	市長	勸奨退職を認められなかったことに対する異議申立	H21. 4. 30	H21. 6. 26	棄却	勸奨退職申請時点までの、勤務状況を鑑みると勸奨退職を認めないことに合理的理由がある。		
計	1団体	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
福岡県	北九州市	第229条	異議申立て	子ども家庭局保育課	平成20年度の保育所保育料の決定処分について	H20. 5. 7	H20. 7. 14	棄却	保育料決定処分は適法に行われており、異議申立てに理由がないため		
計	1団体	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 行為撤廃 0件		提訴有り 0件	
計	75団体	申立て 60件						却下 7件 棄却 49件 行為撤廃 1件		提訴有り 16件	

イ 審決の申請の事例

都道府県名	該当条項	審決申請の要旨	申請年月日	審決年月日	審決の結果		備考
						要旨	
秋田県	第134条	能代市議会における当該市議会議員に科された懲罰処分（戒告）の取り消し	H20. 3. 26	H20. 6. 20	却下	議会における戒告処分は、内部規律の問題として審決の対象とならない	
大阪府	第126条	停止条件を付した辞職願について、処分庁が停止条件を無視して議員辞職を許可したことは、違法に権利を侵害した処分に該当する。	H19. 4. 13	H19. 7. 23	棄却	辞職届に停止条件が付されていたとは解されず、処分庁による辞職の許可に瑕疵は認められない。	
計		申請 2件			却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件		